

奈良県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十二年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 正信	大和郡山市筒井町一五九五
〃	長栄 四郎	〃 二七七―四
〃	岡本 陽介	〃 一五二二
〃	寺林 康博	〃 二一九
〃	八百井 智	〃 五九〇―一
〃	橋本 周司	〃 一六〇九
〃	米田 行雄	〃 一五六六―二
〃	森村 誠一	〃 一五六五―一
〃	松田 悦治	〃 一三九五―一
〃	石田 勉	〃 一三七〇
監事	井本 洋典	〃 一四四七
〃	伊谷 維男	〃 一五九七
〃	藤田 正一	〃 一五八〇
〃	石田 克正	〃 一六二七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 正信	大和郡山市筒井町一五九五
〃	長栄 四郎	〃 二七七―四
〃	川中 恒治	〃 一五六四
〃	寺前 良昭	〃 一三二七―一
〃	中井 仁志	〃 一三九八―二
〃	灰籐 茂夫	〃 一五八八
〃	吉田 太郎	〃 一四〇〇
〃	灰籐 好明	〃 五九五―二

〃 〃 〃 監事 〃 〃

八百井 松田 森村 井本 橋本 藤田
智 悦治 誠一 洋典 信子 正一

〃 〃 〃 〃 〃 〃

五九〇―一 一三九五―一 一五六五―一 一四四七 一六一七 一五八〇